

326

(2)

大正十一年三月二十日

(兵部省報)

又分不レヤ工業株式會社工賃銀仕上要求ノ件

尾ヶ崎市築地町所在標記會社ハ増資本金六千圓ヲ投ジ
現在工工三ノ名ヲ僱用シ耐火煉瓦製造ヲ受テアリシ事ニテ
名カ結束シテ増款要求及解雇ノ事ヲ増款ヲ要求スルモ拒
絶サレタリ。且ツ拒絶サレシ場合ハ自決スル旨附加スルニヨリ會社
側ハ之ヲ認容スル状況ニアリ或ニ側他担中ナリ

要 求 書 曰

- 一 賃金率ヲ三割位上スルヲト
- 一 解雇金を上トシテ左ノ如ク支給スルヲト

二 附 務 書

法人